明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一

〔省　令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務九八）　二

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一四）　九

○国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（同一五）　二

○文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（文部科学三六）　三

○文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同三七）　四

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（厚生労働一六一、一六四）　一四

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一六二）　四四

○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（同一六三）　四四

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　四五

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁二一）　五〇

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務四六）　五三

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同四七）　五四

○地方公務員等共済組合法第百十二条第六項に規定する地方公務員共済組合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の全部を改正する件（総務四三五）　五六

○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四六七）　七二

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働三四〇）　八六

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一九六九）　八七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　八九

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇六

会社その他　一〇七

会社決算公告　一〇九

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

産業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条、第四十九条第一項及び第五十三条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条、第五十三条及び第五十八条第一項の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、産業標準化法第四十九条第二項第二号及び第五十八条第一項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　［略］ 備考　表中の［　］は注記である。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条、第四十九条第一項及び第五十三条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２・３　［略］ （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条、第五十三条及び第五十八条第一項の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、産業標準化法第四十九条第二項第二号及び第五十八条第一項の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　［略］

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

省令

○総務省令第九十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄及び改正後欄にこれに対応して掲げるものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［略］ ［２～６　略］	（電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［同上］ ［２～６　同上］

7　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎報告年度経過後三月以内に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該報告年度の通信量等の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表を除く。）
［略］	［略］	
［略］		
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表を除く。）
［略］	［略］	
［略］		

［8　略］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一～十七　略］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

［一　略］

二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　略］

様式第１（第２条第１項関係）

［第１表　略］

第２表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別契約数　　年３月31日現在

サービスの種類

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名

7　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
加入電話	電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第六表を除く。）
［同上］	［同上］	
［同上］		
携帯電話	電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者	様式第十六（第五表及び第六表を除く。）
［同上］	［同上］	
［同上］		

［8　同上］

別表　電気通信役務の種類（第四条の六関係）

［一～十七　同上］

備考　［同上］

［一　同上］

二　無線インターネット専用サービス　前号に掲げる役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（次号において「無線利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十一　同上］

様式第１（第２条第１項関係）

［第１表　同左］

第２表

電気通信役務契約等状況報告

都道府県別単位料金区域別契約数　　年３月31日現在

サービスの種類

（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名

都道府県	区分			合計
	事務用	住宅用	区分なし	
合計				
参考事項				

［注１・２　略］

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

［４～６　略］

７　記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。

［８　略］

様式第３（第２条第１項関係）

［第１表　略］

第２表

［表略］

［注１～８　略］

９　基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない携帯電話サービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

10　注９に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

11　［略］

12　［略］

13　［略］

都道府県	単位料金区域	区分				合計
		事務用	住宅用	区分なし	小計	
合計						
参考事項						

［注１・２　同左］

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

［４～６　同左］

７　記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

［８　同左］

様式第３（第２条第１項関係）

［第１表　同左］

第２表

［表同左］

［注１～８　同左］

［新設］

９　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　［同左］

11　［同左］

12　［同左］

様式第13（第２条第１項関係）

［第１表　略］

第２表

［表略］

［注１～７　略］

８　基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者が、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない全国ＢＷＡアクセスサービスを提供している場合であつて、当該電気通信事業者に当該携帯電話サービスの提供の用に供する卸電気通信役務を提供しているときは、「参考事項」の項に当該付加的役務の契約数の合計数及び卸先事業者名を記載すること。

９　注８に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　［略］

11　［略］

12　［略］

様式第15の３（第２条第１項関係）

［表略］

［注１～７　略］

８　基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者にあつては、付加的役務としてこれらの役務に係る契約を締結することなく提供することができない仮想移動電気通信サービスを最終利用者に対し提供しているときは、「参考事項」の項に契約数の合計数及び卸元事業者名を記載すること。

９　注８に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

10　［略］

11　［略］

12　［略］

様式第16（第２条第７項関係）

第１表

電気通信役務通信量等状況報告
収入、通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

発信	着信	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合計					

様式第13（第２条第１項関係）

［第１表　同左］

第２表

［表同左］

［注１～７　同左］

［新設］

８　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　［同左］

10　［同左］

11　［同左］

様式第15の３（第２条第１項関係）

［表同左］

［注１～７　同左］

［新設］

８　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　［同左］

10　［同左］

11　［同左］

様式第16（第２条第７項関係）

第１表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別収入、通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）
発信・着信の別

事業者名

距離段階	収入	通信回数 (1)	通信量 (2)	平均通信量 (2)÷(1)
合計				

［注１・２　略］

３　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、ＩＰ電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

［削る］

４　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

［５　略］

［削る］

６～11　［略］

［削る］

12　［略］

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

発信 ＼ 着信 ＼ 通信量区分										合計

［注１　略］

２　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数を区別できない場合は合計した値を記載すること。

［削る］

３　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

［４～６　略］

７　通信回数は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

［８～10　略］

［注１・２　同左］

３　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、ＩＰ電話、公衆電話、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

４　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

［新設］

［５　同左］

６　距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

７～12　［同左］

13　「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

14　［同左］

第２表

電気通信役務通信量等状況報告
通信量区分別通信回数

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）
発信・着信の別

事業者名

通信量区分										合　計
通信回数										

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

［新設］

［４～６　同左］

７　「通信回数」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

［８～10　同左］

第３表

電気通信役務通信量等状況報告
時間帯別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

通信回数・通信量の別

事業者名

発信＼時間帯＼着信	0～1時	1～2時	2～3時	3～4時	4～5時	5～6時	6～7時	7～8時	8～9時	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	18～19時	19～20時	20～21時	21～22時	22～23時	23～24時	合計
合計																									

［注１　略］

２　「発信」及び「着信」の欄は、加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳの別（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分の別）を記載すること。なお、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

［削る］

３　「発信」及び「着信」の欄に記載する電気通信役務の数に応じ、項を適宜増減すること。

［４・５　略］

［削る］

６　［略］

７　通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

８　［略］

９　［略］

［削る］

10　［略］

第３表

電気通信役務通信量等状況報告
距離段階別時間帯別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）
発信・着信の別
通信回数・通信量の別

事業者名

時間帯＼距離段階	0～1時	1～2時	2～3時	3～4時	4～5時	5～6時	6～7時	7～8時	8～9時	9～10時	10～11時	11～12時	12～13時	13～14時	14～15時	15～16時	16～17時	17～18時	18～19時	19～20時	20～21時	21～22時	22～23時	23～24時	合計
合　計																									

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

［新設］

［４・５　同左］

６　距離段階は、契約約款等に定める区分によること。

７　［同左］

８　「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

９　［同左］

10　［同左］

11　「距離段階」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

12　［同左］

第４表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
通信回数・通信量の別

事業者名

都道府県	発信
合　計	

［注１　略］

２　加入電話、総合デジタル通信サービス（インターフェースの種別及び通信モードの種類で区別すること）、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。なお、「発信」の欄は、携帯電話からの発信については、加入電話及び総合デジタル通信サービスの通信回数及び通信量を区別できない場合はそれぞれ合計した値を記載すること。

［削る］

３～６　［略］

７　通信回数及び通信量は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

８～11　［略］

［削る］

第４表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類（細区分）
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別及び通信モードの種類）
発信・着信の別
通信回数・通信量の別

事業者名

都道府県（着信）／都道府県（発信）						合　計
合　　計						

［注１　同左］

２　発信及び着信のそれぞれに関し、加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話、公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）、携帯電話及びＰＨＳごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に別葉とすること。

３　総合デジタル通信サービスについて記載する場合は、インターフェースの種別及び通信モードの種類ごとに別葉とすること。

４～７　［同左］

８　「通信回数」及び「通信量」の欄は、千を単位として記載すること。この場合において、通信回数又は通信量が千以上のときは千未満の端数を四捨五入して得た数値を記載するものとし、千未満のときは小数点以下第３位までの数値を記載すること。

９～12　［同左］

第５表

電気通信役務通信量等状況報告
単位料金区域間別通信回数、通信量

年４月１日から
年３月31日まで

サービスの種類
発信単位料金区域番号
発信単位料金区域名

事業者名

第５表　［略］

様式第27（第７条の３関係）

［表略］

［注１～10　略］

11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第58条第２項第１号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［12・13　略］

着信単位料金区域番号	着信単位料金区域名	通信回数	通信量
合計			

注１　国内電気通信役務であつて、自らが料金を定めるものについて記載すること。

２　加入電話、総合デジタル通信サービス、中継電話及び公衆電話（電気通信事業法施行規則第14条第２号の２に掲げる電気通信役務を除く。）ごとに別葉とすること。

３　発信単位料金区域ごとに別葉とすること。

４　他の電気通信事業者の電気通信設備を介して行われる通信については、当該通信を利用した者の所在する単位料金区域間の通信として記載すること。

５　通信量については、時間によつて記載すること。

６　「通信回数」の欄には百を、「通信量」の欄には十を単位として記載すること。この場合において、単位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入して得た数値を記載すること。

７　報告年度中に他の電気通信事業者の電気通信事業の全部又は一部を承継した場合は、その承継前における承継した事業に係る事項について、別葉に記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

８　報告年度中に他の電気通信事業者に電気通信事業の一部を承継させた場合は、その承継させた事業に係る事項について除外したものを記載すること。この場合は、その旨を注記すること。

９　「着信単位料金区域番号」及び「着信単位料金区域名」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第６表　［同左］

様式第27（第７条の３関係）

［表同左］

［注１～10　同左］

11　「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第二項第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

［12・13　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和六年一月一日以降である報告から適用する。

○外務省令第十四号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

外務大臣　上川　陽子

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	［略］	ポルトガル	マルタ	モルドバ	［略］
			ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		41	41	801	
3	一般入国査証		21	21	421	
4	数次入国査証		43	43	843	
5	通過査証		5	5	98	
6	再入国の許可の有効期間の延長		21	21	421	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		18	18	351	
8	国籍証明		31	31	618	
9	在留証明		9	9	169	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		9	9	169	
11	職業証明		14	14	281	
12	翻訳証明		31	31	618	
13	署名又は印章の証明					
	イ. 官公署に係るもの		32	32	632	
	ロ. その他のもの		12	12	239	
14	遺骨証明		18	18	351	
15	原産地証明		31	31	618	
16	日本品の外国輸入証明		27	27	534	
17	船内遺留品目録証明		6	6	126	
18	航行報告証明		9	9	183	
19	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		15	15	295	

改正前

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	［同上］	ポルトガル	［項を加える。］	モルドバ	［同上］
			ユーロ		モルドバ・レイ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		41		801	
3	一般入国査証		21		421	
4	数次入国査証		43		843	
5	通過査証		5		98	
6	再入国の許可の有効期間の延長		21		421	
7	難民旅行証明書の有効期間の延長		18		351	
8	国籍証明		31		618	
9	在留証明		9		169	
10	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		9		169	
11	職業証明		14		281	
12	翻訳証明		31		618	
13	署名又は印章の証明					
	イ. 官公署に係るもの		32		632	
	ロ. その他のもの		12		239	
14	遺骨証明		18		351	
15	原産地証明		31		618	
16	日本品の外国輸入証明		27		534	
17	船内遺留品目録証明		6		126	
18	航行報告証明		9		183	
19	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		15		295	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第十五号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

外務大臣　上川　陽子

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	［略］	ポルトガル	マルタ	モルドバ	［略］
		ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	
一般入国査証		6	6	117	
数次入国査証		6	6	117	
通過査証		1	1	11	

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	［同上］	ポルトガル	［項を加える。］	モルドバ	［同上］
		ユーロ		モルドバ・レイ	
一般入国査証		6		117	
数次入国査証		6		117	
通過査証		1		11	

国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（別表）

［略］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［略］											
ポルトガル	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
マルタ	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
モルドバ	モルドバ・レイ	2,247	3,090	1,545	2,388	843	1,685	843	1,685	225	351
［略］											

［略］

改正前

（別表）

［同上］

欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第20条第1項第1号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第20条の2第2項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料（渡航先追加）	第20条第1項第6号の処分に係る手数料（渡航書）
［同上］											
ポルトガル	ユーロ	114	157	79	121	43	86	43	86	11	18
［項を加える。］											
モルドバ	モルドバ・レイ	2,247	3,090	1,545	2,388	843	1,685	843	1,685	225	351
［同上］											

［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○文部科学省令第三十六号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項及び第四項並びに第九条第一項の規定に基づき、並びに同法及び文部科学省の所管する関係法令を実施するため、文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ 2　この省令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　電子署名　次に掲げるものをいう。 イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二　［略］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ 一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ 二　［同上］

（署名等に代わる措置）

第六条　［略］

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3　［略］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第十条　法第七条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行おうとする行政機関等は、当該処分通知等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名を行い、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2～4　［略］

（電磁的記録による作成等）

第十四条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（署名等に代わる措置）

第六条　［同上］

2　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって行政機関等の定めるものを当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することとする。

3　［同上］

（電子情報処理組織による処分通知等）

第十条　法第七条第一項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行おうとする行政機関等は、当該処分通知等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2～4　［同上］

（電磁的記録による作成等）

第十四条　行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 行政機関等が、文部科学省の所管する法令の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十七号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、並びに同法及び文部科学省の所管する関係法令を実施するため、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日　　文部科学大臣　盛山　正仁

文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年文部科学省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　［略］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法	（電磁的記録による保存） **第四条**　［同上］ 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法	二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
2・3　［略］	2・3　［同上］
（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。
（電磁的記録による交付等） **第十一条**　［略］ 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［略］	（電磁的記録による交付等） **第十一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十一号

栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日　　厚生労働大臣　武見　敬三

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（栄養士法施行規則の一部改正）

第一条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第二十条の二―第二十二条） 附則 （電磁的記録媒体による手続） **第二十一条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～九　（略） ２　令第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定による申請については、次の各号に掲げる電磁的記録媒体及び書類を提出することによって行うことができる。 一　当該申請に係る事項を記録した電磁的記録媒体 二・三　（略） （削る） （削る） （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十二条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第二十条の二―第二十四条） 附則 （フレキシブルディスクによる手続） **第二十一条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～九　（略） ２　令第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定による申請については、次の各号に掲げるフレキシブルディスク及び書類を提出することによって行うことができる。 一　当該申請に係る事項を記録したフレキシブルディスク 二・三　（略） （フレキシブルディスクの構造） **第二十二条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十三条**　第二十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第二十四条**　第二十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）

（予防接種法施行規則の一部改正）

第二条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体等による手続） **第十一条の二十七**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～二十四　（略）	（フレキシブルディスク等による手続） **第十一条の二十七**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求者又は届出者の氏名及び住所並びに請求又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～二十四　（略）

（削る）

（削る）

第十一条の二十八　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（住民票等の届出）

第十一条の二十九　（略）

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（共済契約の締結又は募集に関する禁止行為） **第十八条**　（略） ２　労働金庫である共済代理店は、前項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該労働金庫である共済代理店は、当該書面の交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十一条において同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略） （共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十条**　法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　（略）	（共済契約の締結又は募集に関する禁止行為） **第十八条**　（略） ２　労働金庫である共済代理店は、前項第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該労働金庫である共済代理店は、当該書面の交付をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略） （共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十条**　法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２～４　（略）

第十一条の二十八　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

第十一条の二十九　第十一条の二十七のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

第十一条の三十　第十一条の二十七のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（住民票等の届出）

第十一条の三十一　（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十九条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（貸付事業の運営に関する措置）

第五十一条　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一～十九　（略）

二十　貸付けの契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前号の規定による調査を行うに際し、資金需要者である組合員から源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この条において同じ。）その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けるための措置（ただし、組合が既に当該組合員の源泉徴収票その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。）

イ・ロ　（略）

二十一～五十七　（略）

２～13　（略）

（電磁的記録）

第五十四条　法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第二十九条　準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の三　準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

２・３　（略）

（貸付事業の運営に関する措置）

第五十一条　法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一～十九　（略）

二十　貸付けの契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前号の規定による調査を行うに際し、資金需要者である組合員から源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この条において同じ。）その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の提出又は提供を受けるための措置（ただし、組合が既に当該組合員の源泉徴収票その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。）

イ・ロ　（略）

二十一～五十七　（略）

２～13　（略）

（電磁的記録）

第五十四条　法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第百五十六条　法第三十八条第二項（法第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、次の各号に定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　（略）

ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

2　（略）

（共済事業を行う組合と特殊の関係にある者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い）

第百七十三条　（略）

2　前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3～6　（略）

（利用分量割戻金）

第二百七条　（略）

2　組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該領収書等を交付したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに当該領収書等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3～12　（略）

（電磁的方法による通知の承諾等）

第百五十六条　法第三十八条第二項（法第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、次の各号に定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ　（略）

ロ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二　（略）

2　（略）

（共済事業を行う組合と特殊の関係にある者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い）

第百七十三条　（略）

2　前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

3～6　（略）

（利用分量割戻金）

第二百七条　（略）

2　組合は、定款の定めるところにより、前項の規定による領収書等の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該組合員の承諾を得て、当該領収書等に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該領収書等を交付したものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに当該領収書等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3～12　（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の三　（略）	**第一条の三**　（略）
2　法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。	2　法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるもの（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに別表第一に掲げる事項を記録したものを交付する方法

（クリーニング業法施行規則の一部改正）

第五条　クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第十三条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～八　（略）	一～八　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第十四条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
（削る）	**第十五条**　第十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
第十四条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式
一・二　（略）	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
	第十六条　第十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
	一・二　（略）

（狂犬病予防法施行規則の一部改正）

第六条　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第十八条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～七　（略）	一～七　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第十九条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十九条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十条**　第十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
（社会福祉法施行規則の一部改正）	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式
第七条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
（傍線部分は改正部分）	**第二十一条**　第十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第四十一条　次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第四十一条**　次に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～二十　（略）	一～二十　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第四十二条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（削る）

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第四十二条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（覚醒剤取締法施行規則の一部改正）

第八条　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクへの記録方式） **第四十三条**　第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第四十四条**　第四十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクへの記録方式） **第四十三条**　第四十一条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第四十四条**　第四十一条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）

第九条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部改正）

第九条　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第四条の二**　法第十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） **第四条の三**　法第十八条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第二号に掲げる電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。	（情報通信の技術を利用する方法） **第四条の二**　法第十八条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） **第四条の三**　法第十八条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。
（情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二**　法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） **第十二条の三**　法第三十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は同項第二号に掲げる電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。	（情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二**　法第三十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　（略） **第十二条の三**　法第三十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

（患者調査規則の一部改正）

第十条　患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体にはり付ける書面）	（磁気ディスク等にはり付ける書面）
第十五条　前条の電磁的記録に係る記録媒体には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。	**第十五条**　前条の電磁的記録を保存する磁気ディスク等（磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。）には、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一～四　（略）	一～四　（略）

（公衆衛生修学資金貸与法施行規則の一部改正）

第十一条　公衆衛生修学資金貸与法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第十二条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は提出者の氏名及び住所並びに申請又は提出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～五　（略）	一～五　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第十三条**　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第十三条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	**第十四条**　第十二条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一・二　（略）	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式
第十二条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
	第十五条　第十二条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
改正後	改正前
目次	目次
第一章～第六章　（略）	第一章～第六章　（略）
第七章　雑則（第二十九条―第三十一条）	第七章　雑則（第二十九条―第三十三条）
附則	附則

（傍線部分は改正部分）

（情報通信の技術を利用する方法）

第五条の十四　法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第三十条において同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（創立総会の議事録）

第五条の十六　（略）

２　創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

３　（略）

（電磁的記録媒体による手続）

第三十条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の名称及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～七　（略）

（削る）

（削る）

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十一条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（調理師法施行規則の一部改正）

第十三条　調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　雑則（第二十七条・第二十八条）	第四章　雑則（第二十七条―第三十条）
附則	附則

（情報通信の技術を利用する方法）

第五条の十四　法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（創立総会の議事録）

第五条の十六　（略）

２　創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第三十六条第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもつて作成しなければならない。

３　（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第三十条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は申出者の名称及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～七　（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第三十一条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第三十二条　第三十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十三条　第三十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（電磁的記録媒体による手続）

第二十七条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～四　（略）

２　第四条の二第三項の規定による届出については、次の各号に掲げる電磁的記録媒体及び書類を提出することによつて行うことができる。

一　当該届出に係る事項を記録した電磁的記録媒体

二　（略）

（削る）

（削る）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第十三章　（略）	第一章～第十三章　（略）
第十四章　雑則（第二百五十四条―第二百八十五条）	第十四章　雑則（第二百五十四条―第二百八十八条）
附則	附則
（情報通信の技術を利用する方法）	（情報通信の技術を利用する方法）
第十一条の五　（略）	**第十一条の五**　（略）
２　法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。	２　法第八条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の方法とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七条を除き、以下同じ。）に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法	三　電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法
四　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法	四　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記憶しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第二十八条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十七条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

一～四　（略）

２　第四条の二第三項の規定による届出については、次の各号に掲げるフレキシブルディスク及び書類を提出することによつて行うことができる。

一　当該届出に係る事項を記録したフレキシブルディスク

二　（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第二十八条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十九条　第二十七条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十条　第二十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（設置に係る管理に関する文書）

第百十四条の五十五　（略）

２・３　（略）

４　設置管理医療機器の製造販売業者は、前二項の規定による設置管理基準書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）の承諾を得て、当該設置管理基準書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、設置管理医療機器の製造販売業者は、当該設置管理基準書の交付を行つたものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

５～９　（略）

（帳簿の記載事項等）

第百三十条　（略）

２　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿に代えることができる。

３　登録認証機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準の定める方法により管理し、当該帳簿に記載する基準適合性認証の全てが廃止され、又は取り消された日から十五年間、保存しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百六条　法第四十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第二百七条　法第四十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する電磁的記録媒体により記録されたものをいう。

（電磁的記録媒体等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「電磁的記録媒体等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（表略）

２　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えて電磁的記録媒体等が提出される場合においては、当該電磁的記録媒体等は当該書類とみなす。

（設置に係る管理に関する文書）

第百十四条の五十五　（略）

２・３　（略）

４　設置管理医療機器の製造販売業者は、前二項の規定による設置管理基準書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、これらの規定により当該設置管理基準書の交付を受けるべき者（以下この条において「受託者等」という。）の承諾を得て、当該設置管理基準書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、設置管理医療機器の製造販売業者は、当該設置管理基準書の交付を行つたものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

５～９　（略）

（帳簿の記載事項等）

第百三十条　（略）

２　前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル若しくは磁気ディスク又はシー・ディー・ロムに記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿に代えることができる。

３　登録認証機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル若しくは磁気ディスク又はシー・ディー・ロムを含む。）を、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準の定める方法により管理し、当該帳簿に記載する基準適合性認証の全てが廃止され、又は取り消された日から十五年間、保存しなければならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百六条　法第四十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２・３　（略）

第二百七条　法第四十六条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。

（フレキシブルディスク等による手続）

第二百八十四条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類（医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に係るものに限る。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクその他これに準ずる物として厚生労働大臣が定めたもの並びに申請者、届出者又は申出者の氏名及び住所並びに申請、届出又は申出の趣旨及びその年月日を記載した書類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

（表略）

２　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（削る）

（削る）

（削る）

（フレキシブルディスクの構造）

第二百八十五条　前条第一項のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二百八十六条　第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二百八十七条　第二百八十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　申請者、届出者又は申出者の氏名

二　申請年月日、届出年月日又は申出年月日

第二百八十八条　（略）

第二百八十五条　（略）

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
第四章　雑則（第三十七条―第三十九条）	第四章　雑則（第三十七条）
附則	附則
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第三十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ。）並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び住所並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	**第三十八条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び住所並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
一～十一　（略）	一～十一　（略）
2　第十九条の六第二項及び第三十五条の規定による届出については、当該届出に係る事項を記録した電磁的記録媒体並びに届出者の名称及び住所並びに当該届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。	2　第十九条の六第二項及び第三十五条の規定による届出については、当該届出に係る事項を記録したフレキシブルディスク並びに届出者の名称及び住所並びに当該届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
	第三十九条　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（削る）

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十九条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（求職活動支援書の作成等）	（求職活動支援書の作成等）
第六条の三　（略）	**第六条の三**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項（以下この条において「支援書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。	4　事業主は、第二項の規定による求職活動支援書の交付に代えて、第六項で定めるところにより高年齢離職予定者の承諾を得て、第十項各号に掲げる事項（以下この条において「支援書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業主は、求職活動支援書を交付したものとみなす。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六条の六において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを交付する方法	二　電磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに支援書情報を記録したものを交付する方法
5～10　（略）	5～10　（略）
（法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法）	（法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法）
第六条の六　法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する理由（第三項において「理由」という。）を労働者の募集及び採用の用に供する書面又は電磁的記録をもつて調製するファイルに併せて記載又は記録する方法とする。	**第六条の六**　法第二十条第一項の厚生労働省令で定める方法は、同項に規定する理由（第三項において「理由」という。）を労働者の募集及び採用の用に供する書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に併せて記載又は記録する方法とする。
2　前項の書面又は電磁的記録をもつて調製するファイルには、次の各号に掲げるものを含むものとする。	2　前項の書面又は電磁的記録には、次の各号に掲げるものを含むものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
3　第一項の規定にかかわらず、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告その他これに類する方法により労働者の募集及び採用を行う場合又は第一項の書面若しくは電磁的記録をもつて調製するファイルがない場合において、あらかじめ同項の方法により理由を提示することが困難なときは、求職者の求めに応じて、遅滞なく、次のいずれかの方法により理由を示すことができる。	3　第一項の規定にかかわらず、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告その他これに類する方法により労働者の募集及び採用を行う場合又は第一項の書面若しくは電磁的記録がない場合において、あらかじめ同項の方法により理由を提示することが困難なときは、求職者の求めに応じて、遅滞なく、次のいずれかの方法により理由を示すことができる。
一　（略）	一　（略）

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第四十条　第三十八条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第四十一条　第三十八条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

二　電子情報処理組織（事業主の使用に係る電子計算機と、求職者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、求職者が当該方法により記録された電磁的記録をもつて調製するファイルを出力することによる書面を作成することができるもの

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在宅就業対価相当額を証する書面）	（在宅就業対価相当額を証する書面）
第三十六条の五　（略）	**第三十六条の五**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　在宅就業支援団体は、第一項の規定による発注証明書の交付に代えて、第六項で定めるところにより事業主の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項（以下この条において「発注証明書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、在宅就業支援団体は、発注証明書を交付したものとみなす。	3　在宅就業支援団体は、第一項の規定による発注証明書の交付に代えて、第六項で定めるところにより事業主の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項（以下この条において「発注証明書情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、在宅就業支援団体は、発注証明書を交付したものとみなす。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第三十六条の十一第二号において同じ。）をもつて調製するファイルに発注証明書情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに発注証明書情報を記録したものを交付する方法
4～6　（略）	4～6　（略）
（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）	（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
第三十六条の十一　法第七十四条の三第十五項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。	**第三十六条の十一**　法第七十四条の三第十五項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げる方法のうちいずれかの方法とする。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第十八条　医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成九年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実施医療機関の長への文書の事前提出）	（実施医療機関の長への文書の事前提出）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。	2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。
一　（略）	一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

３～５　（略）

（業務の委託）

第十二条　（略）

２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

３～５　（略）

（臓器の移植に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第十二条の二**　次の各号に掲げる手続については、当該各号に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一・二　（略） （削る） （削る）	（フレキシブルディスクによる手続） **第十二条の二**　次の各号に掲げる手続については、当該各号に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一・二　（略） （フレキシブルディスクの構造） **第十二条の三**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第十二条の四**　第十二条の二のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

３～５　（略）

（業務の委託）

第十二条　（略）

２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

３～５　（略）

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第十二条の三　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二十条　理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条）	第二章　指定登録機関（第十三条―第十九条）
附則	附則
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第二十条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。	**第二十条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。
一～十三　（略）	一～十三　（略）
（削る）	（フレキシブルディスクの構造）
（削る）	**第二十一条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（削る）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
（削る）	**第二十二条**　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
（削る）	一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式
（削る）	二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式
（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）	（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）
第二十一条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	**第二十三条**　第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第十二条の五　第十二条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令の一部改正）

第二十一条　美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第二十一条） 附則 （電磁的記録媒体による手続） **第二十条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～十三　（略） （削る） （削る） （電磁的記録媒体に貼り付ける書面） **第二十一条**　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	目次 第一章　（略） 第二章　指定登録機関（第十三条―第十九条） 附則 （フレキシブルディスクによる手続） **第二十条**　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、届出者又は報告者の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請、届出又は報告の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 一～十三　（略） （フレキシブルディスクの構造） **第二十一条**　前条のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第二十二条**　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第二十三条**　第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一～十一章　（略） 第十二章　雑則（第三十二条―第三十四条） 附則	目次 第一～十一章　（略） 第十二章　雑則（第三十二条―第三十六条） 附則

（電磁的記録媒体による手続）

第三十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）並びに届出者又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一～二十五　（略）

（削る）

（削る）

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第三十四条　前条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第三十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに届出者又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

一～二十五　（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第三十四条　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第三十五条　第三十三条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第三十六条　第三十三条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二十三条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法） **第百十三条の三十三**　法第六十九条の十九第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験問題作成機関が定めるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。次条第二項及び第三項並びに第百四十条の七十二の五第六項において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （帳簿の備付け等） **第百十三条の三十四**　（略） 2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録試験問題作成機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。 3　登録試験問題作成機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、試験問題作成事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。	（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法） **第百十三条の三十三**　法第六十九条の十九第二項第四号の厚生労働省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験問題作成機関が定めるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 2　（略） （帳簿の備付け等） **第百十三条の三十四**　（略） 2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験問題作成機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。 3　登録試験問題作成機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、試験問題作成事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析）

第百四十条の七十二の五　（略）

2～5　（略）

6　法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録媒体を提出する方法により提出しなければならない。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十四条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析） **第百四十条の七十二の五**　（略） 2～5　（略） 6　法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により提出しなければならない。	（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析） **第百四十条の七十二の五**　（略） 2～5　（略） 6　法第百十八条の二第二項の規定により、厚生労働大臣に対し同条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供する場合には、市町村は、当該情報を、電子情報処理組織（市町村が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国民健康保険団体連合会が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該情報を記録した光ディスクその他の電磁的記録媒体を提出する方法により提出しなければならない。
（内容及び手続の説明及び同意） **第八条**　（略） 2　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百十七条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6　（略） （電磁的記録等） **第二百十七条**　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）及び第百八十一条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2　（略）	（内容及び手続の説明及び同意） **第八条**　（略） 2　指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6　（略） （電磁的記録等） **第二百十七条**　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第百五条、第百五条の三、第百九条、第百十九条、第百四十条（第百四十条の十三において準用する場合を含む。）、第百四十条の十五、第百四十条の三十二、第百五十五条（第百五十五条の十二において準用する場合を含む。）、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）及び第百八十一条第一項（第百九十二条の十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2　（略）

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二十五条　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十一条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
５～８　（略）	５～８　（略）
（電磁的記録等）	（電磁的記録等）
第三十一条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十条において準用する場合を含む。）及び第十三条第二十四号（第三十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	**第三十一条**　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十条において準用する場合を含む。）及び第十三条第二十四号（第三十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　（略）	２　（略）

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十六条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第四条　（略）	**第四条**　（略）
２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通	２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6　（略）

（電磁的記録等）

第五十条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第五条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）及び第八条第一項（第四十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2　（略）

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第二十七条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意） **第五条**　（略） 2　介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十一条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6　（略）	（内容及び手続の説明及び同意） **第五条**　（略） 2　介護老人保健施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6　（略）

（電磁的記録等）

第五十一条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）及び第九条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　（略）

（医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十八条　医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）

（医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第二十九条　医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実施医療機関の長への文書の事前提出） **第十条**　（略） ２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一　（略）	（実施医療機関の長への文書の事前提出） **第十条**　（略） ２　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法

3～5　（略）

（業務の委託）

第十二条　（略）

2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約を締結したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法

3～5　（略）

（医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第三十条　医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年厚生労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） 2　（略） 3　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 4～7　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） 2　（略） 3　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 4～7　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三十一条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２～５　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　（略） （監事の意見書） **第十三条**　別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。 （指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正） **第三十二条**　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シーディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２～５　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 （電磁的記録による交付等） **第十一条**　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれらの表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２　（略） （監事の意見書） **第十三条**　別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとする。
（内容及び手続の説明及び同意） **第三条の七**　（略） ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使	（内容及び手続の説明及び同意） **第三条の七**　（略） ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使

（傍線部分は改正部分）

用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百八十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３～６　（略）

（電磁的記録等）

第百八十三条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第三条の十第一項（第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十条の十六、第六十一条、第八十八条、第百八条、第百二十九条、第百五十七条、第百六十九条及び第百八十二条において準用する場合を含む。）、第九十五条第一項、第百十六条第一項及び第百三十五条第一項（第百六十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　（略）

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第三十三条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第四十九条の二　（略）	**第四十九条の二**　（略）
２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。	２　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
一　（略）	一　（略）
二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百九十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
３～６　（略）	３～６　（略）

（電磁的記録等）

第二百九十三条　指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第四十九条の五第一項（第六十一条、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十三条、第百四十二条（第百五十九条において準用する場合を含む。）、第百六十六条、第百八十五条、第百九十五条（第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十五条、第二百六十二条、第二百七十六条、第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。）及び第二百三十七条第一項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　（略）

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第三十四条　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意） **第十一条**　（略） ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略） （電磁的記録等） **第九十条**　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う	（内容及び手続の説明及び同意） **第十一条**　（略） ２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略） （電磁的記録等） **第九十条**　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行う

ことが規定されている又は想定されるもの（第十四条第一項（第六十四条及び第八十五条において準用する場合を含む。）及び第七十五条第一項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

２　（略）

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第三十五条　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意） **第四条**　（略） ２・３　（略） ４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ５～８　（略） （電磁的記録等） **第三十三条**　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十条第二十六号（第三十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 ２　（略）	（内容及び手続の説明及び同意） **第四条**　（略） ２・３　（略） ４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ５～８　（略） （電磁的記録等） **第三十三条**　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第七条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第三十条第二十六号（第三十二条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ２　（略）

（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部改正）

第三十六条　特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定健康診査等に関する記録の送付） **第十二条**　他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行った保険者は、法第二十六条第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 （他の保険者が行う記録の写しの提供） **第十三条**　（略） ２　法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 ３　（略） （事業者等が行う記録の写しの提供） **第十四条**　（略） ２　法第二十七条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスクを送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。	（特定健康診査等に関する記録の送付） **第十二条**　他の保険者の加入者に対し特定健康診査等を行った保険者は、法第二十六条第二項の規定により当該特定健康診査等に関する記録を当該特定健康診査等を受けた者が現に加入する他の保険者に送付するに当たっては、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク又はフレキシブルディスク（以下「光ディスク等」という。）を送付する方法により行うものとする。 （他の保険者が行う記録の写しの提供） **第十三条**　（略） ２　法第二十七条第一項の規定により特定健康診査等に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、電磁的方法により作成された当該特定健康診査等に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。 ３　（略） （事業者等が行う記録の写しの提供） **第十四条**　（略） ２　法第二十七条第三項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第四項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三十七条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（入所申込者等に対する説明等） **第十二条**　（略） ２　（略） ３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四十条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）	（入所申込者等に対する説明等） **第十二条**　（略） ２　（略） ３　軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）

（電磁的記録等）

第四十条　軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2　（略）

（再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第三十八条　再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（実施医療機関の長への文書の事前提出） **第十条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。第十二条第二項第二号において同じ。）をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略） （業務の委託） **第十二条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約の締結をしたものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略）	（実施医療機関の長への文書の事前提出） **第十条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書の提出に代えて、第四項で定めるところにより、当該実施医療機関の長の承諾を得て、前項各号に掲げる文書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提出することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書を提出したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略） （業務の委託） **第十二条**　（略） 2　治験の依頼をしようとする者は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第四項で定めるところにより、前項の受託者の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を内容とする契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により締結することができる。この場合において、当該治験の依頼をしようとする者は、当該文書による契約の締結をしたものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項各号に掲げる事項を記録したものを交付する方法 3～5　（略）

（再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の一部改正）

第三十九条　再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）	（使用成績調査） **第六条**　（略） ２　（略） ３　製造販売業者等は、前項の規定による文書による契約の締結に代えて、第五項で定めるところにより、当該医療機関の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により契約を締結することができる。この場合において、当該製造販売業者等は、当該文書による契約を締結したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の規定による契約を記録したものを交付する方法 ４～７　（略）

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第四十条　介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（内容及び手続の説明及び同意） **第七条**　（略） ２　介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略）	（内容及び手続の説明及び同意） **第七条**　（略） ２　介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ３～６　（略）

（電磁的記録等）

第五十五条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2　（略）

（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四十一条　無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（入居申込者に対する説明、契約等） **第十四条**　（略） 2～6　（略） 7　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法 8～11　（略）	（入居申込者に対する説明、契約等） **第十四条**　（略） 2～6　（略） 7　無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法 8～11　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（第一面）から（第三面）まで、（第五面）、（第六面）及び（第十面）から（第十三面）までを次のように改める。

様式第11号（第１面）　　（日本産業規格Ａ列４）

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年　月　日

労働者派遣事業報告書（年度報告）（６月１日現在の状況報告）

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　　殿

提出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第１項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

（ふりがな） 1　氏名又は名称			
2　住　所	〒（　　） （　　）　－		
（ふりがな） 3　代表者の氏名 （法人の場合）		役　名	
（ふりがな） 4　事業所の名称			
5　事業所の住所	〒（　　） （　　）　－		
6　大企業、中小企業の別	1　大企業　　2　中小企業		
7　産業分類　名称		分類番号	
8　事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	～		
9　民営職業紹介事業との兼業	1　有　　2　無	許可・届出番号	
10　親会社の名称		備考	
①労働者派遣事業の許可番号		②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11　請負事業の実施	1　有　　2　無	うち構内請負の実施	1　有　　2　無
12　備考			

※労働局記入欄

（R5.12）

様式第11号（第２面）　（日本産業規格Ａ列４）

Ⅰ　年度報告

（１）派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が１年以上の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が１年未満の派遣労働者	うち同じ職場に１年以上派遣見込みの者
①全労働者		―	―	―	―
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者　※		―	―	―	―

※登録制度のある事業主のみ

（２）労働者派遣事業の売上高

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

（３）請負事業の売上高

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

（４）海外派遣労働者数（実人数）

（５）派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	１日以下のもの	１日を超え７日以下のもの	７日を超え１月以下のもの	１月を超え２月以下のもの	２月を超え３月以下のもの	３月を超え６月以下のもの	６月を超え１２月以下のもの	１年を超え３年以下のもの	３年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

（６）教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の内容	教育の方法の別　１　座学　・　２　実技	教育の実施主体の別　１　事業主・２　派遣先・３　教育機関・４　その他	受講した派遣労働者数	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						
ニ						
ホ						

②その他の教育訓練（①及び（11）に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別　１　OJT　・　２　OFF-JT	訓練の実施主体の別　１　事業主・２　派遣先・３　訓練機関・４　その他	訓練費負担の別　１　無償（実費負担なし）・２　無償（実費負担あり）・３　有償	賃金支給の別　１　有給（無給部分なし）・２　有給（無給部分あり）・３　無給	１人当たりの平均実施時間
イ						
ロ						
ハ						

③主な派遣先事業主（取引額上位５社）

氏名又は名称	所在地

（７）紹介予定派遣に関する事項

イ　紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ　紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ　紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ　紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数（人）

（８）雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第４号の措置（その他の措置）を講じた人数　教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※２）	左記以外のその他の措置	第１号から第４号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
計											
３年見込み											
２年半から３年未満見込み											
２年から２年半未満見込み											
１年半から２年未満見込み											
１年から１年半未満見込み											
１年未満見込み（※１）											

※１　「１年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が１年以上の者（登録中の者を含む）に限る。

※２　（７）欄の「イ　紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第３面）

（９）派遣料金及び派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）に関する事項

①　業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）

	派遣料金（１日（８時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 08 製造技術者								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家，記者，編集者								
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者								
23 音楽家，舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第５面）

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金（１日（８時間当たり）の額）	日雇派遣労働者の賃金（１日（８時間当たり）の額）	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均			
４－１　情報処理システム開発			
４－２　機械設計			
４－３　事務用機器操作			
４－４　通訳、翻訳、速記			
４－５　秘書			
４－６　ファイリング			
４－７　調査			
４－８　財務			
４－９　貿易			
４－10　デモンストレーション			
４－11　添乗			
４－12　受付・案内			
４－13　研究開発			
４－14　事業の実施体制の企画、立案			
４－15　書籍等の制作・編集			
４－16　広告デザイン			
４－17　ＯＡインストラクション			
４－18　セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
４－19　看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他（　　）	

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第６面）

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

		計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
						職務経験あり	知見あり
計							
キャリアコンサルタント					―	―	―
上記以外の担当者					―		
	営業職				―		
	その他				―		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者

③ キャリアアップに資する教育訓練（１ フルタイム（１年以上雇用見込み）、２ 短時間勤務（１年以上雇用見込み）、３ １年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 （上段） 種別 （１雇入時・２派遣中・３待機中・４入社○年目・５長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・６その他） （下段） 対象となる派遣労働者数				（上段）実施時間の総計 （受講者数×教育訓練１コマの時間（複数回実施の場合は、その合計）） （下段）受講者の実人数 （各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと）				訓練の方法の別 １ 計画的なOJT ２ OFF-JT ３ OJT （計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 １ 事業主 ２ 派遣先 ３ 訓練機関 ４ その他	訓練費負担の別 １ 無償（実費負担なし） ２ 無償（実費負担あり） ３ 有償	賃金支給の別 １ 有給（無給部分なし） ２ 有給（無給部分あり） ３ 無給
	１年目	２年目	３年目	４年目以降	１年目	２年目	３年目	４年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
（イ）												
									備考			
（ロ）												
									備考			
ロ 職能別訓練												
（イ）												
									備考			
（ロ）												
									備考			
ハ 職種転換訓練												
（イ）												
									備考			
（ロ）												
									備考			
ニ 階層別訓練												
（イ）												
									備考			
（ロ）												
									備考			
ホ その他の教育訓練												
（イ）												
									備考			
（ロ）												
									備考			

各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（ａ）					１～３年目のａの合計 （ｃ）	
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（ｂ）					１～３年目のｂの合計 （ｄ）	
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ａ÷ｂ）					１～３年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ｃ÷ｄ）	
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）						

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第10面）

記載要領

第１面

１　「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。

２　第１面上方の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

３　６欄及び７欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあっては直近の更新時）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、７欄については、日本標準産業分類に変更があった場合は、最新の分類に基づいて記載すること。６欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同条第５項に規定する小規模企業者を指すこと。

４　８欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。

５　10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の３第２項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、12欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。

６　11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、１を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の１を○で囲むこと。

Ⅰ 年度報告

第２面

１　（１）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。

２　（１）欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の２第１項に規定する無期雇用派遣労働者を、④の「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。

３　（１）欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の４第１項に規定する日雇労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。

４　（１）欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去１年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

５　（１）欄の「通算雇用期間が１年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が１年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が１年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が１年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に１年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して１年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して１年以上である派遣労働者をいうこと。

６　（２）欄の「労働者派遣事業の売上高」には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載すること（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。

７　（３）欄の「請負事業の売上高」には、当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載すること（事業所ごとの額を計上すること。円単位で記載すること（千円、万円単位などや小数点は使用しないこと。）。）。

（日本産業規格Ａ列４）

様式第11号（第11面）

8　（４）欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。

9　（５）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「０」を記載すること。

10　（５）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、１つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（５）欄の①欄が「０」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。

11　（５）欄の③欄については、報告対象期間（第１面の８欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位５位までの事業主名を記載すること。（５）欄の①欄が「０」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（５）欄の③欄には記載の必要がないこと。

12　（６）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。

13　（６）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。

14　（６）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には５コースまでを、②欄には３コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。

15　（６）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第１項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第１項各号のうち該当号数に応じた１～８までの数字を、労働安全衛生法第59条第２項の規定に該当する場合は９を、同条第３項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大２つまで記載すること。

16　（６）欄の①欄について、「教育の内容」については、「４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「ＫＹ（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

17　（６）欄の①欄及び②欄について、「１人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した１人当たりの平均実施時間数を記載すること。

18　（６）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

19　（６）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「１　無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

20　（６）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

21　（７）欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。

22　（８）欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「３年見込み」、「２年半から３年未満見込み」、「２年から２年半未満見込み」、「１年半から２年未満見込み」及び「１年から１年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とすること。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。

23　（８）欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

24　（８）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第２号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第３号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

25　（８）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

26　（８）欄の「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用に結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用に結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第１号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

27　（８）欄の「第４号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号（第12面）

（日本産業規格Ａ列４）

第３面から第５面まで

28　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の５に規定する協定対象派遣労働者の１人１日当たりの賃金を記載すること。

29　（９）欄の①欄及び①の（続）欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含めないこと。なお、「66　建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67　電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。

30　（９）欄の②欄には、報告対象期間（第１面の８欄）内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。）第４条第１項第１号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第４条第２項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。

31　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「派遣料金」については、１人１日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに、８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

32　（９）欄の①欄及び①の（続）欄並びに②欄の「賃金」（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）については、１人１日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第１面の８欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した１時間当たりの金額をもとに８時間（１日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、①欄及び①の（続）欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第４条第１号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

33　（10）欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること（複数選択可）。

様式第11号（第13面）

第６面

34　（11）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

35　（11）欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。

36　（11）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。

37　（11）欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で３年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。

38　（11）欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。

39　（11）欄の③欄については、１年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、１年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は１年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「１　フルタイム（１年以上雇用見込み）」、「２　短時間勤務（１年以上雇用見込み）」、「３　１年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。

40　（11）欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。

41　（11）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

42　（11）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大２つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。

43　（11）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の１年間の合計（受講者数×教育訓練１コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を１年目、２年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、１つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、２年目以降は１年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、２つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。

おって、42の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。

「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、１年目と２年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に１人ずつ計上すること）。

44　（11）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。

45　（11）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「１無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「２　無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「３　有償」とは、これ以外をいうこと。

46　（11）欄の③欄の「賃金支給の別」において、「１　有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「２　有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「３　無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

47　（11）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「１　計画的なOJT」又は「２　OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「１　無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「１　有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって１年以上の雇用見込みのあるものについては、１年で概ね８時間以上とすることとされていること。

48　（11）欄の③欄の「１～３年目のａの合計（ｃ）」及び「１～３年目のｂの合計（ｄ）」については、それぞれ１年目から３年目までの値を合計した数字を記載すること。

また、「１～３年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について１人当たりの平均実施時間（ｃ÷ｄ）」には、上述の（ｃ）を（ｄ）で除して算出された数字を記載すること。

49　（11）欄の③欄については、上記47を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記47を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。

50　（11）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（１人１時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十四条第三項及び第四項並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条、第四十条の五第二項第一号及び第四十条の六第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二の二**　法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第十二条の二の三**　法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法により記録されたもの又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録されたものをいう。 （情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の八**　令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第十三条の十一**　令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一　（略） 二　電磁的記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 （電子情報処理組織による事務の取扱い） **第十九条**　都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、電磁的記録媒体に記録し、これをもつて調製する。 ２　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第十二条の二の二**　法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第十二条の二の三**　法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める電磁的記録は、前条第一項第一号に掲げる電子情報処理組織を使用する方法又は同項第二号に規定する磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により記録されたものをいう。 （情報通信の技術を利用する方法） **第十三条の八**　令第四十条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 ２・３　（略） **第十三条の十一**　令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。 一　（略） 二　磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 （電子情報処理組織による事務の取扱い） **第十九条**　都道府県知事（販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務（次項において「登録等の事務」という。）の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）に記録し、これをもつて調製する。 ２　（略）

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する方法によって行うことができる。

（略）	（略）
（削る）	
（削る）	

（電磁的記録媒体に貼り付ける書面）

第二十一条　第二十条の電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

第二十二条　（略）

第二条　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（交替して運転する者の同乗） **第十三条の四**　令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。 一　一の運転者による連続運転時間（一回がおおむね連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この号において同じ。）が、四時間（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定により指定を受けた道路をいう。）のサービスエリア又はパーキングエリア（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第十三号又は高速自動車国道法第十一条第二号に定める施設をいう。）等に駐車又は停車できないため、やむを得ず一の運転者による連続運転時間が四時間を超える場合にあつては、四時間三十分）を超える場合 二　一の運転者による運転時間が、二日（始業時刻から起算して四十八時間をいう。）を平均し一日当たり九時間を超える場合	（交替して運転する者の同乗） **第十三条の四**　令第四十条の五第二項第一号の規定により交替して運転する者を同乗させなければならない場合は、運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合とする。 一　一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合 二　一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十条　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出（特定毒物研究者に係るものを除く。）については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請書又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。

（略）	（略）

（フレキシブルディスクの構造）

第二十一条　前条のフレキシブルディスクは、日本産業規格Ｘ六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十二条　第二十条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第二十三条　第二十条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

第二十四条　（略）

○厚生労働省令第百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八十四条、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の四第一項、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一条第一項（同法第十五条第三項において準用する場合を含む。）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十九条の二第三項（同法第九十九条の三第二項において準用する場合を含む。）、第百十二条の二第二項及び第百十五条の二並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第四十九条の二の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令

（水道法施行規則の一部改正）

第一条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（給水装置工事主任技術者の選任） **第二十一条**　（略） ２　（略） ３　指定給水装置工事事業者は、前二項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。	（給水装置工事主任技術者の選任） **第二十一条**　（略） ２　（略） ３　指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

（最低賃金法施行規則の一部改正）

第二条　最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（最低賃金審議会の意見の要旨の公示） **第七条**　法第十一条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。ただし、当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載することが困難である場合には、当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。	（最低賃金審議会の意見の要旨の公示） **第七条**　法第十一条第一項（法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、厚生労働大臣の職権に係る事案については厚生労働大臣が官報に掲載することにより、都道府県労働局長の職権に係る事案については当該都道府県労働局長が当該都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示） **第一条の二の二の十五**　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。 （表略） （公示） **第一条の二の十五**　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。 （表略）	（公示） **第一条の二の二の十五**　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。 （表略） （公示） **第一条の二の十五**　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。 （表略）

（公示）

第十九条の二十四の三十一　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第十九条の二十四の四十六　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第二十五条の三　（略）

２　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第八十一条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（公示）

第九十五条　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

（表略）

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第四条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公示） **第五十一条**　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。 （表略）	（公示） **第五十一条**　所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を、厚生労働大臣にあつては官報で告示し、都道府県労働局長にあつては当該都道府県労働局の掲示板に掲示しなければならない。 （表略）

（日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令の一部改正）

第五条　日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和二年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（管理者） **第十一条**　日常生活支援住居施設には、その施設ごとに管理者を置かなければならない。 ２・３　（略）	（管理者） **第十一条**　日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○厚生労働省国土交通省令第一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第十七条第二項、第十九条、第二十条並びに第三十四条第一項及び第二項並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）第三条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十条の二**　法第十七条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　（略） （契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十条の四**　令第三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 2　（略）	（契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法） **第二十条の二**　法第十七条第二項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 2　（略） （契約締結前の書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十条の四**　令第三条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法 2　（略）

（帳簿）

第二十一条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　登録事業者は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後二年間保存しなければならない。

（登録事業者の遵守すべき事項）

第二十二条　（略）

2　登録事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、第四項で定めるところにより、入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　（略）

4　登録事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子

（帳簿）

第二十一条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十九条の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　登録事業者は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後二年間保存しなければならない。

（登録事業者の遵守すべき事項）

第二十二条　（略）

2　登録事業者は、前項第二号の規定による書面の交付に代えて、第四項で定めるところにより、入居者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　（略）

4　登録事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得なければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

5・6　（略）

7　登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、入居者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該入居者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに申出をする旨を記録したものを交付する方法

8　（略）

（帳簿）

第二十六条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第二十七条　（略）

2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の書類に代えることができる。

3　指定登録機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得なければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾をする旨を記録したものを交付する方法

5・6　（略）

7　登録事業者は、第四項の承諾を得た場合であっても、入居者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものにより電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該入居者から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに申出をする旨を記録したものを交付する方法

8　（略）

（帳簿）

第二十六条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十四条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第二十七条　（略）

2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の書類に代えることができる。

3　指定登録機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。